

平成30年2月

関 係 各 位

大 阪 税 関

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対してご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

近年の我が国における知的財産侵害物品の国内市場への流入は、経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入、消費者の健康・安全等への悪影響などの弊害が指摘されており、税関においては水際取締りを強化しているところです。

こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、本年3月1日（木）から3月7日（水）までの期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、知的財産侵害物品等の密輸に関する不審な情報がありましたら、どんな些細なことでも結構ですので、

最寄りの税関又は密輸ダイヤル（24時間受付：携帯からでも無料）

フリーダイヤル 0120-461-961

又は

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

まで、ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。

知的財産侵害物品 取締強化期間

平成30年3月1日(木)~7日(水)



身近なものにもニセモノが！

**知的財産侵害物品に関する
情報の提供をお願いします。**

**もよりの大阪税関の支署・出張所、
又は 電話06(6576)3318まで**



大 阪 税 関